

報 告 に 当 た っ て (北九州市人事委員会委員長談話)

本日、北九州市人事委員会は、市議会及び市長に対し、本市職員の給与等に関する報告を行いました。

人事委員会による給与勧告制度は、公務員の労働基本権制約の代償措置として設けられているものであり、本委員会はこれまで、本市行政職職員と市内民間従業員の給与水準との均衡を図ることを基本に勧告を行ってきたところであります。

本年も、例年同様の方法により、本市行政職職員と市内民間事業所の従業員の本年4月分給与を比較したところ、本市職員の給与が民間従業員の給与を24円(0.01%)下回っていました。本委員会は、この較差は僅かであり、ほぼ均衡が取れているものと判断し、給与を改定する勧告を行わないことにしました。

このほかに、「これからの人事・給与制度」、「公務能率の向上と服務規律の保持」、「職員の心の健康づくり」、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」について、本委員会としての基本的な考え方を述べております。

また、昨年3月11日に発生した東日本大震災の復興に向けて、震災直後から様々な形で多くの本市職員が支援活動に従事していることについては、改めて敬意を表したいと思っております。

その一方で、職員の不祥事の防止については、昨年も職員各位の努力を要望したところですが、市民からの信頼を損なうような一部職員の不祥事がみられたことは、極めて遺憾であると言わざるを得ません。

職員各位におかれては、全体の奉仕者としての自覚と責任をもって、一層職務に精励し、市民の信頼の回復に努められるよう改めて要望します。

平成24年9月20日

北九州市人事委員会

委員長 河 原 一 雅